

正誤表

令和 8 年 8 月

平成 26 年版犯罪被害者白書について、下記のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。
なお、当庁ホームページに掲載されている PDF 形式及び HTML 形式については、修正が反映されております。

ページ	該当箇所	誤	正
197	基礎資料 7(2)施策・事業一覧 1. 損害回復・経済的支援等への取組 9 損害賠償請求についての援助等【法務省】	【別添 1】参照	
203	基礎資料 7(2)施策・事業一覧 3. 刑事手続への関与拡充への取組 2 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等【法務省】	【別添 2】参照	
207	基礎資料 7(2)施策・事業一覧 4. 支援等の体制整備への取組 24 相談及び情報の提供等【法務省】	【別添 3】参照	

誤

9 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 V 第 1・1(1)ア】 平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	(	総合法律支援事業に係る運営費交付金	)			
	16,402 の内数	12,836 の内数	15,507 の内数			

正

9 損害賠償請求についての援助等【法務省】	—	—	—	—	—	日本司法支援センターによる民事法律扶助制度の活用によって、弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減を図る。【計画 V 第 1・1(1)ア】 平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 (注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。
	(	総合法律支援事業に係る運営費交付金	)			
	16,147 の内数	12,836 の内数	15,507 の内数			

※下線部は正誤箇所

誤

2 刑事に関する手続への
参加の機会を拡充する
ための制度の整備等
【法務省】

—	—	—	—	—
総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務委託費				
15,445 の内数	15,686 の内数	16,429 の内数		

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための公費による弁護士選任制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。

また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、法テラスにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。【計画V第3・1(3)】

(注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

正

2 刑事に関する手続への
参加の機会を拡充する
ための制度の整備等
【法務省】

—	—	—	—	—
総合法律支援事業に係る国選弁護士確保業務委託費				
15,667 の内数	15,686 の内数	16,429 の内数		

資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするために導入された被害者参加人のための公費による弁護士選任制度の下、所要の業務を日本司法支援センターにおいて行う。

また、刑事裁判の公判期日等に出席した被害者参加人から旅費等の請求がある場合には、法テラスにおいて被害者参加人に対し、被害者参加旅費等を支給する。【計画V第3・1(3)】

(注) 日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

※下線部は正誤箇所

誤

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
24 相談及び情報の提供等 【法務省】	— 16,402 の内数	— 12,836 の内数	— 15,507 の内数	—	—	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。 日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画Ⅴ第4・1（32）ウ】 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画Ⅴ第4・1（40）】 平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 （注）日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

正

施策・事業	平成24年度 予算額	平成25年度 当初予算額	平成26年度 予算額	対前年度 増△減額	平成24年度 決算額	施策・事業の概要
24 相談及び情報の提供等 【法務省】	— 16,147 の内数	— 12,836 の内数	— 15,507 の内数	—	—	日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士を紹介なども含めた様々な情報を速やかに提供する。 日本司法支援センターにおいて、国（捜査機関、裁判所を含む。）、警察、地方公共団体、弁護士会、犯罪被害者支援団体等の種々の専門機関・団体と連携・協力してネットワークを構築し、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適な専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たすよう努める。【計画Ⅴ第4・1（32）ウ】 日本司法支援センターにおいて、被害を受けたときからの時間経過の長短を問わず、情報等の提供を通じた支援を行う。【計画Ⅴ第4・1（40）】 平成24年度～平成26年度予算額は、一般会計及び東日本大震災復興特別会計の合計。 （注）日本司法支援センターは、総合法律支援法に基づき独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である。

※下線部は正誤箇所